

SABO NEWS LETTER

第 135 号 【発行日】 令和 2 年 5 月 19 日 (火) 【発行】 (一社) 全国治水砂防協会

目 次

- | | |
|---------------------------|---|
| 1. 目次・行事予定 | 1 |
| 2. 国土交通省砂防部長よりご挨拶 | 2 |
| 3. (一社) 全国治水砂防協会理事長よりご挨拶 | 3 |
| 4. 土砂災害警戒避難のポイント(国土交通省資料) | 4 |

ご質問、ご意見、ご感想、記事の詳細内容等、お問合せ先

一般社団法人 全国治水砂防協会

住所：〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4

電話：03-3261-8386 FAX：03-3261-5449 E-mail：kyokai@sabo.or.jp

砂防に関する最新情報は砂防協会ホームページをご覧ください。

<http://www.sabo.or.jp/>

国土交通省砂防部長よりご挨拶

「6月は土砂災害防止月間です」

全国的に人の移動が極めて少ないゴールデンウィークでした。コロナ禍の影響によって地域の経済が大打撃を受けている報道にも増して、献身的に事態を支えておられる医療関係や自治体の皆様のご努力に心打たれています。砂防関係事業を支援いただいている地域の皆様の多くが観光地を抱えていることから、地域産業に計り知れない影響があることと懸念しています。例年この時期には地方へ伺う機会もあるところですが儘なりません。早くも季節は春から夏へと移ってきており、梅雨期、台風期を控えて、今年もまた自然の猛威にさらされる地域があることを危惧しています。気候変動の影響といわれ極端な雨の降り方を経験するようになり、各地域でも土砂災害の警戒避難体制確保に努めていただいていることと思います。

さて、ご承知のとおり例年6月を「土砂災害防止月間」として、全国的に土砂災害防止の啓発活動等を実施しており、都道府県と協力して職員の防災意識、技術の向上のみならず、住民の方々の警戒避難に対するさまざまな啓発活動を行っています。また、皆様のご協力により土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の基礎調査結果の公表及び区域の指定が進み、ハザードマップなどの整備も進められています。

危険箇所、避難のタイミングなどを理解し、土砂災害の危険が迫る中で地域住民の声かけにより避難したことで難を逃れた共助の効果事例が多くあるものの、一方で適切な避難行動が起これず尊い人命が失われていることも事実です。昨年からは各自治体において「声かけ避難訓練」を行っていただいておりますが、その効果が出始めていること、さらに拡充する必要があることを実感しているところです。

日頃からの備えと確実な避難行動が土砂災害による犠牲者を少なくするための重要な方策でありますが、これらの『具体的な事例や避難行動の好事例』を整理して砂防部のホームページに掲載しています。これら事例を参考にいただき、住民自らが避難行動の重要性について理解できるように、各自治体それぞれの特徴を活かして日頃からの備えを行っていただければと思います。

・土砂災害に対する「日頃からの備えと確実な避難」にかかる好事例

[@http://www.mlit.go.jp/river/sabo/topics/dosyasaigai.html#](http://www.mlit.go.jp/river/sabo/topics/dosyasaigai.html#)

残念ながら新型コロナウイルス感染症対策の中、3密を生じさせるような訓練は見送らざるを得ませんが、訓練することがなければ、万一の時に避難行動をとることはできません。今後様々な機会を通じてそれぞれの地域で工夫を凝らした訓練を実施いただくようお願い申し上げます。

さらには、避難時の感染対策も憂慮するところですが、避難所だけが安全な避難場所ではなく、親戚や友人宅への避難を促して頂くことも今一度ご検討いただければと思います。このことは平常の避難対策にもきつとお役に立つはずです。

各都道府県のご尽力と皆様方のご協力により土砂災害防止法に基づく基礎調査をほぼ完了することができましたことに改めて御礼申し上げますとともに、引き続き区域の速やかな指定にもご協力をお願い致します。これら情報をもとにしたハザードマップを最新のものに改訂して住民の方々の理解を得ましょう。また、避難しない・できない人が自助・共助によって助かるような地域を目指して、地区の住民自らが個別の状況を踏まえて作成する地区防災計画について、土砂災害の観点から作成を支援するためのガイドラインを作成、公表いたしました。ぜひ積極的に活用いただき、計画策定の促進を図っていただきたいと思います。そのほか、市町村長による適切な避難勧告の発令に役立つよう、土砂災害警戒情報の精度向上に引き続き取り組んで参ります。また、国土交通省砂防部のホームページにおいて、砂防施設の具体的な効果事例など掲載していますので併せてご活用いただければ幸いです。

・土砂災害に関する地区防災計画作成のための技術支援ガイドライン

http://www.mlit.go.jp/river/sabo/dosha_chikubousai_guideline.pdf

各自治体では住民の方々への対応で多忙を極めていると聞いています。早期収束が図れるよう相互が助け合いながら、待つてはくれない季節の経過に継続して準備するよう頑張ってください。皆様からのご意見、ご要望もお聞きかせ頂ければありがたいと思っています。

国土交通省 砂防部長 今井一之

(一社)全国治水砂防協会理事長よりご挨拶

会員の皆様へ

青葉が香り、初夏を感じさせる風が吹く爽やかな季節になってまいりました。皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。新型コロナウイルスの感染も徐々に下火になり、緊急事態宣言も8つの都道府県を残し、解除される状況となりました。しかし、相手は目に見えない未知のウィルスですのでまだまだ気を緩めることは許されません。長期戦の覚悟が引き続き求められています。

さて、そんな中で心配なことがあります。近年、毎年のように豪雨・地震による大災害が発生し、避難される住民がおられます。これから本格的に雨の季節に入り、市町村長が避難勧告、避難指示を発出した時に、コロナ感染が怖くて避難所へ行くのをためられる住民の方がおられるかもしれません。これは極めて危険なことです。この問題にどう対処すればよいのでしょうか。

住民の立場で言えば、自分の住んでいる場所が危険なエリアにあり、避難が必要かどうか事前にハザードマップ等で確認しておくことは必須です。避難が必要な方はどこへ逃げるかを考えますが、行政が指定した避難所だけでなく、安全な場所にある親戚や友人宅なども避難先の候補にしても良いと思います。指定された避難所へ行くだけが避難ではありません。「分散避難」、「分散型避難」などという言葉も用いて、行政やマスコミも注意喚起をしています。危ない時には躊躇なく安全なところへ逃げるのは災害から命を守る鉄則です。

次に行政の立場では、今年の避難場所開設には例年以上に配慮と工夫が必要です。コロナ感染防止のため、いわゆる三密を避けねばなりません。空間を多く確保することが必要ですし、隔離空間が多ければなお好ましいと考えられます。そのため、いままでも多くの避難施設を確保することや、広い空間を隔離する工夫が求められます。観光客の少ない今、あまり使われていない民間の宿泊施設の特例的活用なども一考に値するかもしれません。

大事なことは行政が取り組んでいるそのような多くの工夫を住民の方にしっかりお伝えする事で、そうする事により安心して避難をしてもらえることになると思います。市町村の工夫の事例は当協会としても色々な機会に情報発信をしてみたいと考えております。

コロナ禍という非常事態ですから、有事の際の対応も従来とは異なります。知恵を出しながら一刻も早く手段を講じていくことが求められています。さらに、今まで以上に市町村と住民の一体感を持った警戒避難体制の構築が急がれます。

今年は大きな災害がない事をお祈りしたいと思いますが、万全な備えが必要なのは言うまでもありません。災害から生命を守るため、自己の体調管理にも気を配りながら、日々頑張ってまいりましょう。

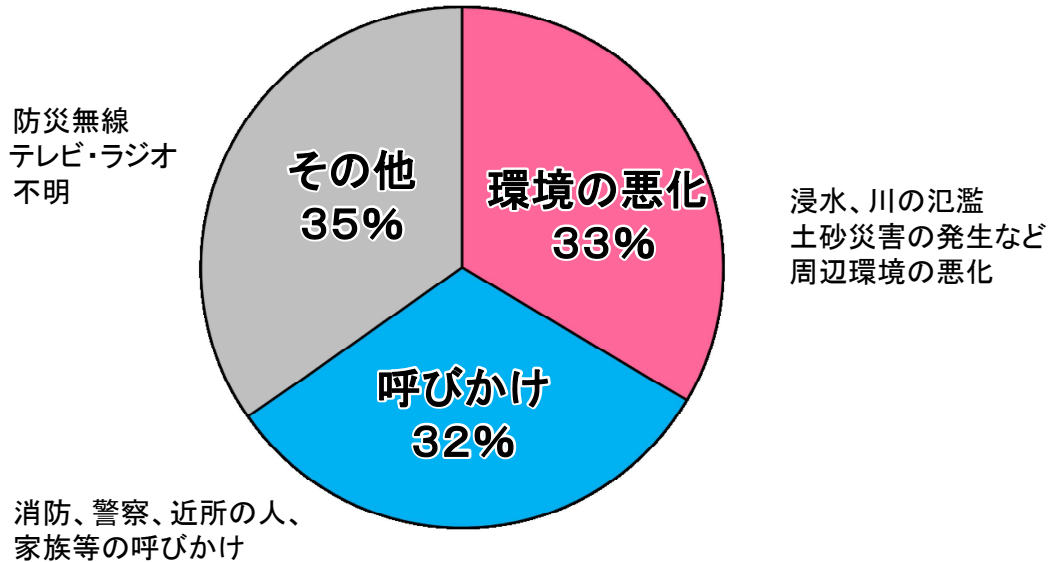
令和2年5月19日

一般社団法人 全国治水砂防協会
理事長 大野宏之

住民の避難行動 ～避難のきっかけ～

平成30年7月豪雨災害後のアンケートで避難した方の1/3が、消防、警察、近所の人や家族の呼びかけによって避難行動をとっていることがわかりました。逆に呼びかけが無かったら最悪の事態になっていたかもしれません。被災経験が無い場合には、豪雨時でも自分の家の危険性は低いと思いたくなるバイアスがかかってしまうといわれています。自らが避難行動を率先して、周囲の住民へ声をかけ合い一緒に行動するように、平時の備えとして地域の方々と共に避難訓練を実施してもらいたいと思っています。

最初に避難するきっかけとなったのは何か

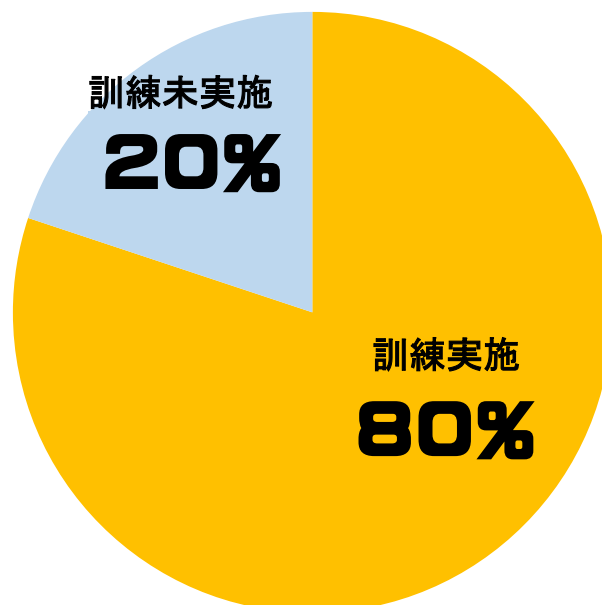


NHK被災者アンケート(広島県、岡山県、愛媛県の被災者310人対象)を元に砂防部作成

令和元年「土砂災害・全国防災訓練」実施市町村

- 平成26年8月豪雨災害等を教訓に、全国で住民参加の避難訓練、情報伝達訓練等を実施。
- 令和元年では、訓練を実施した市区町村は全体の約8割

【令和元年実施状況】



土砂災害警戒区域が指定もしくは指定予定市町村(1607市町村)のうち、訓練を実施した市町村の割合

土砂災害ハザードマップ公表状況及び追加調査結果

- 土砂災害警戒区域を指定、又は指定予定の市町村において、土砂災害防止法第八条第3項に基づくハザードマップ(以下、HM)をHP、印刷物の配布等で公表していない市町村は約16%(平成31年3月末時点調べ)

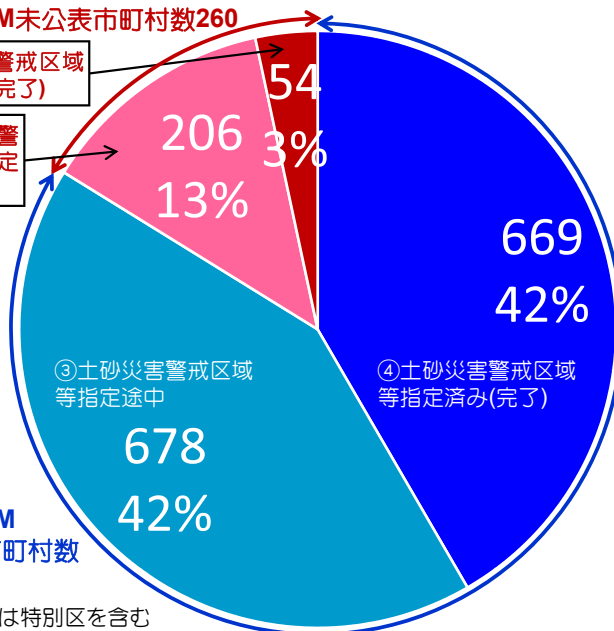
土砂災害HM未公表市町村数260

①土砂災害警戒区域等指定済み(完了)

②土砂災害警戒区域等指定途中

土砂災害HM公表済み市町村数1,347

注:市町村には特別区を含む



土砂災害HM未公表(①及び②)の市町村に対して追加調査を実施(R2.2.10付事務連絡)

○追加調査結果

①の市町村について

31市町村…R2.3末までに公表

10市町村…R3.3末までに公表

12市町村…R4.3末までに公表

1市町村…土砂災害HM公表の対象外(避難勧告等の発令単位に、土砂災害警戒区域が含まれていない)

②の市町村について

59市町村…R2.3末までに公表

74市町村…R3.3末までに公表

65市町村…R4.3末までに公表※

4市町村…H31.3末以前に既に公表(公表していたことを未回答だった)

6市町村…土砂災害HM公表の対象外(調査の結果、土砂災害警戒区域の指定対象外だった)

※…今回の追加調査で、新たに土砂災害HM公表が必要な市町村が確認されたため、左円グラフの206市町村と上記合計値は合致しない。

特に、土砂災害HM未公表市町村に対して

・土砂災害HM作成・公表について積極的な支援(H30.7.17付事務連絡参照)、土砂災害HMの記載事項の再確認の促し(「【参考】土砂災害ハザードマップについて」参照)をお願いしたい

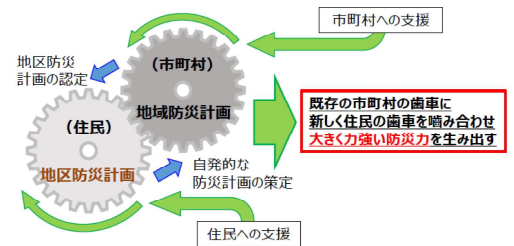
・市町村HPから、土砂災害警戒区域の指定状況が確認できるHPへのリンク設定促しなど、住民が土砂災害警戒区域の指定状況をいつでも確認できる環境づくりのために積極的な支援をお願いしたい

0/12

「土砂災害に関する地区防災計画作成のための技術支援ガイドライン」の概要

■ ガイドラインの目的

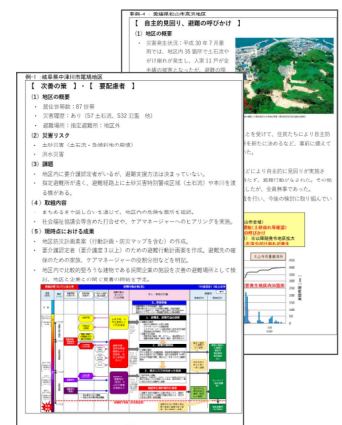
- ・ 実効性のある避難を確保するためには、町村単位の「地域防災計画」だけでなく、地区居住者等の自発的な災害対策である「地区防災計画」との連携により、地域の防災力を向上することが重要。
- ・ より良い計画の策定、見直しには、土砂災害に関する専門的知見が不可欠。
- ・ 本ガイドラインは、都道府県砂防部局等の砂防関係行政担当者が、地区居住者等や市町村の地区防災計画に関する取り組みを技術的に支援する際の参考となる留意点を取りまとめた。



【地域防災計画と地区防災計画の連動による防災行動の促進(イメージ)】

■ ガイドラインの全体像(目次)

1. 土砂災害警戒避難体制の構築における地区防災計画制度活用の意義
 2. 土砂災害を想定する地区防災計画への支援
 3. 土砂災害に対する警戒避難体制の整備に関する既往の取組との関係
 4. 地区防災計画の策定・継続・発展のプロセスと技術的支援の高度化
 5. 地区の土砂災害特性と実情を踏まえた技術的支援の考え方
 6. 技術的支援のために連携すべき関係機関、土砂災害専門家
 7. 地区防災計画の項目に応じた支援内容と留意事項
 8. 地域防災計画への位置付けと運用に際しての留意点
 9. 実践的な土砂災害訓練、継続的な計画見直しへのフォロー
- 取組事例集



取組事例集の例

土砂災害警戒避難は「日常からの備え」「豪雨前の確実な避難」が重要

「日常からの備え」の事例

○地域住民と一体となった土砂災害に関する理解向上

(秋田県鹿角市、山形県、長野県、和歌山県那智勝浦町、大分県)

土砂災害発生時に地域住民が円滑に避難できるよう、平時から土砂災害に関する理解を深めてもらうため、地域住民や関係部局と協力して、土砂災害に関する防災マップや避難確保計画の作成を支援しています。

○円滑な避難勧告等発令を支援するためのシステム改善 (兵庫県、山口県)

土砂災害のおそれが高まった際に、市町村長の避難勧告等の発令に資するべく「土砂災害警戒情報」を発表していますが、より円滑な避難勧告等発令を支援するため、システムの改善に取り組んでいます。

○土砂災害に関する広報活動 (長野県、福岡県宗像市、鹿児島県)

土砂災害や避難行動に関する情報を普及するため、防災教育、出前講座、ダイレクトメールやテレビなど、さまざまなツールを活用して広報活動に努めています。

「豪雨前の確実な避難」の事例

○声かけによる避難 (宮城県丸森町、愛媛県松山市)

近所住民、自主防災組織や家族からの避難の声かけが避難のきっかけになったという事例が多く報告されており、避難する際には積極的に周りの方々にも声かけを実施することが大切です。

○円滑な避難 (富山県魚津市、静岡県小山町、高知県大月町)

豪雨前に円滑に避難するためには、日頃からの避難訓練、土砂災害や避難行動に関する情報(土砂災害警戒情報・避難勧告等)、土砂災害の前兆現象への理解や、関係者どうしの円滑な情報伝達が大切です。

○立ち退き避難を実施する時間的余裕がない場合の避難 (岡山県新見市)

避難勧告等が発令された際に立ち退き避難を行う時間的余裕が無い場合は、堅牢な建物の高層階へ移動したり、自宅の斜面と反対側の2階以上の部屋等へ移動することも有効な場合があります。